

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	.	()	a	(a)			カナ
1	苫小牧法務総合庁舎の施設整備に関する業務	1-3	1	6	1					施設整備業務にはIT関連設備の計画・整備も含まれるのですか。含まれるのであれば現状の設備概要の御提示をお願いいたします。	PC、LAN設備等の整備・メンテナンスは本事業には含まれません。
2	遵守すべき法令等	1-3	1	7						本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等を明示いただけますでしょうか。	No3の回答を参照ください。
3	遵守すべき法令等	1-3	1	7						「必要とされる関係法令」とありますが、その法令をお示ください。また、法令等以外に遵守すべき内規、指導等がございましたらお示し下さい。	本PFI事業を実施するに当り必要とされる関係法令(関連する施行令・規則、条例を含む)の総てとします。なお、当局では内規、指導等は定めておりませんが、本事業には資料1-2に示す基準等が適用となります。
4	適用基準	1-3	1	9						「資料1-2に示す基準等を適用…」とありますが、民間の仕様、及び手法での建設であるので義務的な適用ではなく資料1-2に示す基準等を「参照」という方向でお願いしたい。各基準の性能を満たすことが証明できればそれ以外でも仕様可能とのことですが、数項目ならまだしも、民間仕様を各項目を1つ1つ証明することは、設計工期内においては事実上困難です。p2-1、第2章施設整備内に記載されている、性能・仕様を満たせば任意にメーカーや民間企業の標準仕様書等を使えんと考えてよろしいでしょうか。	意見として賜りますが、官庁施設の性能を確保するものであり、変更の予定はありません。
5	事業期間終了時の水準	1-4	1	13						「要求水準を満たしている状態」とありますが、仮に事業終了の次年度に更新すべき部材、器材等がある場合はそれらは「要求水準を満たしている状態」と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
6	要求水準の変更に伴う契約変更	1-4	1	14	2					「サービス対価の支払額の変更」とありますが、減額もあり得るのでしょうか。維持管理費部分については場合によっては減額も止むを得ないと思われませんが、施設整備費部分については減額はしない旨を明記していただきたいと考えます。	維持管理費の減額はあります。施設整備費については、実施方針の回答No79を参照してください。
7	総合的な行政サービス提供機能の充実	2-1	2	2	1					来庁舎へのサービスの一環として、本施設内に売店および喫茶室を開設し、運営、管理する事は可能でしょうか。	施設の性格上、不特定多数を対象とした売店、喫茶室等を設けることは認められません。
8	長期耐久性の確保	2-2	2	2	6					「長期的な耐久性を確保し、」となっておりますが、長期的とは概ね何年を考慮おられるのですか。	第2章4節1.表2-4-1～-3の「庁舎」の性能分類にて示されるとおりです。
9	所要面積について	2-3	2	3	2	2	a	a		グリーン庁舎の概念において特別な自然エネルギーを利用することによる吹抜、ダクトスペース、設備スペース、蓄熱スペース等の床面積の増は、所要面積以外に認められると考えてよろしいでしょうか。	共用部に含まれ、面積増は認められません。
10	国との協議	2-4	2	3	2	2	b	c		提案内容の変更による追加費用等は国の負担によると理解して宜しいのでしょうか。	国の指示による要求水準の変更に係る追加費用は、国の負担となります。
11	国との協議	2-4	2	3	2	2				同上(No10)	No10の回答を参照ください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	()	a	(a)	カナ		
12	面積配分	2-4	2	3	2	2	b		全体面積が表2-3-1所要面積表の100%以下であれば、どちらかの官署の専用面積が所要面積の100%を超えることは可能ですか。また、IT関連施設のメンテナンスはどの範囲まで業務に含まれるのか、できるだけ具体的にご教示下さい。	条件に合致していれば、どちらかまたは両方の官署の専用面積が100%を超えることは可能です。IT関連施設のメンテナンスは、表3-2-1に示される項目以外は、本事業に含まれません(No1の回答を参照ください)。
13	建物構造	2-4	2	3	2	3			施設は分棟とするより、一体の建物のほうが動線上の利便性や効率的な施設計画がしやすいかと思われるのですが、分棟を原則とする理由がありましたら御教示下さい。	庁舎の要求性能を満たす限りにおいて、一体の建物で差し支えありません。
14	社会性に関する性能	2-9	2	4	2	1	b		「平成13年度苫小牧市中心市街地地区まちづくり実施計画」の内容をご提示いただけますでしょうか？	詳細は苫小牧市にご確認ください。
15	市の関連計画や施設との整合性	2-9	2	4	2	2	a		「カルチャーストリートについて、その整備主旨を尊重し」とありますが、整備主旨とはどのようなものでしょうか。	No14の回答を参照ください。
16	周辺の都市環境への配慮	2-9	2	4	2	2	b		「既存樹林については、その適切な伐採範囲に関して、関係者の合意を得る…」とありますが、入札参加グループが入札前に個々に関係者と協議を行うということでしょうか。あるいは、落札者が決定した後、基本設計時に協議を行うのでしょうか。	特に地域や団体を限定するものではなく、本事業に対して理解が得られるように、関係自治会、町内会その他周辺住民との合意形成を行うものです。なお協議は、事業者が契約締結後から行ってください。
17	周辺の都市環境への配慮	2-9	2	4	2	2	b		「既存樹林については、その適切な伐採範囲に関して、関係者の合意を得る。」とありますが、ここでいう関係者とは市立苫小牧東小学校だけを指すのでしょうか。また、関係者の合意を得るのはSPCが国と基本協定を締結した後との理解でよろしいでしょうか。	No16の回答を参照ください。
18	館内に設置をする調度品について	2-9	2	4	2	2	c		開かれた庁舎として親しまれる施設とする目的において、絵画やレリーフ等の美術品、観葉植物などの設置を提案する場合、その費用、維持管理費用に関しては、そのコストを提案価額に含めず、発注者よりその費用が支払われるものとしてよろしいですか？御回答のほど宜しくお願いいたします。	提案価格に含まれます。
19	長寿命の定義	2-9	2	4	3	1	a		「a.長寿命に関する性能」とありますが具体的に「長寿命」とは何年を想定されておりますでしょうか？例えば、それが50年と100年とでは企画設計思想が異なります。要求水準書2-39(4)中に記載がある「65年」との解釈で宜しかったのでしょうか？	No8の回答を参照ください。
20	敷地の緑化	2-11	2	4	3	2	a	a	緑化率は単純に緑地面積 / 敷地面積と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
21	敷地の緑化	2-11	2	4	3	2	a	a	屋上緑化をした場合、その面積についても緑化率算定にカウントされるのでしょうか。	算定されます。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	()	a	(a)	カナ		
22	電波障害に関する費用について	2-11	2	4	3	2	b	a	テレビ電波障害の調査費用、電波障害防止のための対策費は事業者負担となりますでしょうか？	SPCで設計・建設した建物に起因する電波障害の補償費は負担していただきますので、入札価格に含めて提案してください。
23	その他	2-14	2	4	5	1	b	b	押送者の仕様(形式、大きさなど)を教示願います。	用語の定義(P4-1)を参照ください。
24	PMV値について	2-15	2	4	5	2	b	a	目標とするPMV値はこちらで設定してよいでしょうか。あるいは設定されるPMV値があれば御指示ください。	官庁施設の基本的性能に関する技術基準「熱環境に関する性能」及び外断熱建物に関する性能基準「室内熱環境に関する技術的事項」を参照ください。
25	空気清浄度	2-15	2	4	5	3	c	b	受動喫煙防止対策を行うにあたり、喫煙室以外を禁煙とする考えはあるでしょうか。	建物内の喫煙室以外は禁煙とします。
26	空気清浄度	2-15	2	4	5	3	c	b	「受動喫煙防止対策」についての具体的な手法、及び施設を計画する上での考え方を御教示下さい。	健康増進法の趣旨を考慮し、空調システムの空気収支を加味した換気計画により受動喫煙対策を行ってください。
27	外断熱建物に関する性能	2-17	2	4	7				外断熱建物に関する性能に関する記述がありますが、外断熱建物は要求水準上の必須項目ですか？	必須項目となる予定です。
28	外断熱建物に関する性能	2-17	2	4	7				外断熱工法は絶対条件でしょうか。	No27の回答を参照ください。
29	外断熱建物に関する性能	2-17	2	4	7				外断熱建物とすることが求められていますが、同等の性能を満たせば内断熱での提案も可能でしょうか。	No27の回答を参照ください。
30	外断熱建物に関する性能	2-17	2	4	7				外断熱工法の採用は必須でしょうか。ご指示下さい。	No27の回答を参照ください。
31	外断熱建物に関する性能	2-17	2	4	7				外断熱を採用する場合、空調設備機器容量低減を実施するのでしょうか。実施する場合、具体的な考え方を示していただきたい。	建物の熱負荷特性に対応し、要求水準に定める性能が確保できる適切な空気調和設備を計画してください。
32	外断熱建物に関する性能	2-17	2	7					外断熱工法の特性を有効に活用とありますが、同工法の採用は必須とお考えでしたでしょうか？仮に必須では無い場合、同工法を採用せずとも発注者の求める「温度むらの無い～高耐久化など」という外断熱と同等の性能を実現できるのであれば、特段採用は問われるものではないと理解致します。	No27の回答を参照ください。
33	国との協議	2-18	2	5	1	1	a		要求水準によらないものとする事ができる。とありますが、提案書提出時に要求水準を逸脱していれば失格となります。提案者は2つの提案を用意し応札対応をすることを求めているのですか。また、変更後の追加費用等の扱いは如何お考えですか。	提案書は、要求水準以上を確保する必要があります。なお、本文「合理的な理由により、「国」との協議が成立した場合、表2-5-1～3に定められた要求水準によらないものとする事ができる。」を削除します。
34	防犯装置の種別について	2-18	2	5	1	1	a	c	「資料2-6セキュリティ設定」について、防犯装置の種別が「K:鍵 C:カメラ」と記載されていますが、この他の手段(ICカード等)の利用は可能でしょうか。	可能です。ただし、維持管理段階での設定変更に伴う追加費用はSPCの負担となります。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	.	()	a	(a)		
35	各室性能	2-19	2	5	1				二重床の耐荷重は2-23表2-5-6に記載された床板積載荷重によるものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
36	各室性能	2-19	2	5	1	1	a		検察庁支部に職員用便所・洗面が無いようですが、共用部を使うとの認識でよろしいですか。	お考えのとおりです。
37	建築性能・仕様	2-19	2	5	1	1			表2-5-1、表2-5-2、表2-5-3にある諸元の変更はどこまで可能でしょうか。 (たとえば、エントランスホールの天井高さを高くする計画をした場合)	表にある諸元は最低限確保すべき要求性能(面積を除く)を表しており、諸元以上の性能であれば、提案(変更)可能です。
38	外部仕上	2-21	2	5	1				表2-5-4において庁舎玄関はステンレス製自動ドアとありますが、ステンレス性は必須でしょうか。	同等以上の性能を有する物を採用ください。
39	サイン	2-25	2	5	1	1	g		「本庁舎を示す道路サイン」とはどのような内容を表示するのでしょうか。また、設置位置は敷地内と考えてよろしいでしょうか。	建物位置を示す案内標識であり、要求水準書に示されるとおり、敷地外の道路用地に道路管理者と打合せの上、設置してください。
40	床の表面材料について	2-26	2	5	1	1	k		二重床の仕様として表面材料は帯電防止ビニルタイルとなっておりますが、一方、支局長室の床表面材料はカーペットタイルとなっております。二重床については、原則としてビニルタイルとの認識で宜しいでしょうか？	表面仕上は、仕上表を優先とし、フリーアクセスフロアと同一形状とします。
41	事業者による備品用意等につき	2-27	2	5	1	2	f	a以降	執務用家具等(机・椅子等)が資料2-10等に表示されている様に、その配置につき説明を頂いております。それらの執務用家具類は備品として事業者が用意すべきなのでしょうか？若し、用意すべきでしたらそのグレードなどを示すリストの提示をお願いします。又同様、執務用PC・コピー・プリンタなどの機器類につき事業者が用意すべき備品はありますでしょうか？これもまた上記家具類と同じく用意の要・不要及びその機器仕様(その処理能力やサイズ消費電力等)についてのリスト並びに資料の提示をお願いします。	資料2-10の図中に示される什器・備品については、要求水準書(案)の本編で記述される什器・備品以外は本事業の対象外とします。
42	行政文書書庫	2-30	2	5	1	2	a	m	長さ33mの法務省型鋼製棚とあるが、延べ長さと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
43	国との協議	2-32	2	5	1	2	b		同上(No33)	No33の回答を参照ください。
44	「国」との協議時期	2-33	2	5	1	2	b	b	「事務機器～レイアウトは、「国」との打合せの上決定する」とのことですが、その時期は具体的に何時頃を予定されておりますでしょうか？特に、落札事業者の決定後、又は事業契約締結後などといったイベントに合わせて具体的な時期につき説明をお願いします。	基本設計時点となります。
45	最大待ち人数の考え方	2-33	2	5	1	2	c	b	エレベーターホールの広さ(面積)は、応募者の想定する施設利用状況などの仮定に基づく最大待ち人数としてよいのでしょうか？又提案するエレベーターの仕様に応じて、その仕様に基づく最大積載人数と根拠とするなど設置設備の仕様に準拠した理論的根拠の提示が必要となるものでしょうか？	エレベーター交通計算に基づき、ホールの広さやエレベーターの仕様を計画してください。なお、提案資料については、入札公告時に示します。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	()	a	(a)	カナ		
46	国との協議	2-34	2	5	1	2	b	j	同上(No43)(一部8段としても良い。の部分)また、最下部の ~ について具体的な基準等を明示いただけますでしょうか。	No33の回答を参照ください。
47	室名について	2-35	2	5	1	2	b	k	室名が「VDT作業室」となっておりますが、表2-4-3基本性能分類表他では「VDT休止室」となっております。どちらが正でしょうか。	2-35の(k)に示される室名を下記のように訂正します。 「VDT休止室」
48	自動販売機コーナー	2-37	2	5	1	2	c	h	自動販売機の設置、運営、管理は、SPCが行う事と考えてよろしいでしょうか。	本事業の業務範囲外を予定しています。
49	喫煙室	2-38	2	5	1	2	c	k	健康増進法により公共施設の喫煙室は、職員用として館内に1箇所とすべきと考えていますが、各官署別に設置する必要はございますか。	喫煙室は来庁者用とし、入居官署別に設置してください。
50	外装 (建築性能・仕様)	2-39	2	5	1	4			「築65年...外装主材や表面仕上に更新の無いものを選択する」とありますが、塗装などの仕上げも65年もたせるのでしょうか。	塗装の場合は、下地に更新のないものを選択してください。
51	躯体	2-39	2	5	1	3			庁舎の構造はRC造又はSRC造となっておりますが、S造も含めて任意の構造形式で考えてもよろしいでしょうか。	外断熱建物の性能基準との適合性、整合性等が証明される限り、構造形式は変更可能です。
52	外装材	2-39	2	5	1	4			「外装主材や表面仕上に更新のないものを選択する」とありますが、p2-21の表2-5-4に「庁舎外装 - 耐候性金属パネル」とあり、金属部材はタイル部材と違って65年の間に更新性が必要と思われます。耐候性金属パネルは、外装主材や表面仕上として適さないと考えてよろしいですか。	金属パネルの耐候年数については、(財)経済調査会「改定 建築物のライフサイクルコスト」を参照し、事業者が判断してください。
53	電気設備機能 (コンピューター)	2-41	2	5	2	1	a		現地説明会において、法務局側にホストコンピューター室があり、個別空調されているのご説明がりましたが、業務水準書(案)の表2-5-10、11各室性能においてホストコンピューター室がございません。新施設においても、既存施設にある様なホストコンピュータ設備をお考えになっていきますか。	本施設では、設置を予定しておりません。
54	電気設備性能・仕様	2-41	2	5	2	1	a		提案する設備計画の選定根拠について提出は必要ですか。必要な場合、範囲・内容を示していただきたい。	提案資料については、入札公告時に示します。
55	表2-5-12特殊負荷一覧表	2-44	2	5					表中の負荷名称に示されている機器等の調達業務は本業務に含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	構内交換設備	2-49	2	5	2	7	a		OA分電盤、UTPパッチパネル同様に構内交換設備用や、その他弱電設備用の端子盤を事務室内に設置しなくて良いですか？設置する場合は、基準を示していただきたい。	維持管理を考慮し、各設備の性能が発揮できるよう、事業者の判断において設置を検討してください。
57	構内交換装置の一般電話機の方式について	2-50	2	5	2	7	c	a	各室に設置される一般電話機について、無線方式を利用することは可能でしょうか。	有線方式のみとします。
58	テレビ共同受信設備	2-51	2	5	2	11	b		地上波の出力は、70dB以上となっておりますが、地上デジタル波の場合の、出力基準を示していただきたい。	No61を参照ください。
59	将来のデジタル化について	2-52	2	5	2	11	c		将来のデジタル化に伴う整備費は事業者負担でしょうか？	法務省の負担とします。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	.	()	a	(a)			カナ
60	各室性能	2-52	2	5	2	12	a			監視用カメラは入居官署が別途設置とのことですが、共用部(エントランス、駐車場、駐輪場、廊下など)への対応を御教示下さい。	要求水準書に示す箇所は業務時間中に法務省が自ら監視する部分です。その他、警備業務を考慮して、事業者の判断において監視カメラを設置することは可能です。
61	機械設備性能・仕様	2-53	2	5	3	1	a			提案する設備計画の選定根拠について提出は必要ですか。必要な場合、範囲・内容を示していただきたい。	提案資料については、入札公告時に示します。
62	塩害対策	2-55	2	5	3	1	b			塩害対策について設備機器は仕様が定められていますが、建築については明記されていません。事業者側の自由な提案と考えてよろしいでしょうか。	建築に関する塩害対策は、事業者からの提案によるものとします。
63	喫煙室	2-58	2	5	2	3	c			喫煙室の大きさは、表2-5-3より適宜とし、利用想定人数は第2章5節1.(2).c.(k)より常時3人としてのご提案でよろしいですか。	第2章5節1.(2).c.(k)に示されるとおり、「3人以上が着席して利用できる広さ」と考えてください。
64	コスト管理表	2-64	2	6	1	1	a			ここでいう「コスト」とは建設工事費との理解でよろしいですか。しかし、基本的にSPCは入札時において建設工事費用を確定しており、これを基にサービス購入費を試算し事業計画を提案することになると思います。融資先金融機関が介入することは理解できますが、貴局への報告は必要ないと思いますが、如何でしょうか。	No65を参照ください
65	コスト管理表の作成	2-64	2	6	1	1	a			コスト管理表を作成し報告する事の目的はどのようなものなのでしょうか。	要求水準の変更に伴う対価の改定、国有財産登録等に使用するためです。
66	コスト管理表の作成	2-64	2	6	1	1	a			コスト管理表は出来高管理表と考えてよろしいでしょうか、あるいは、資金繰り表と考えてよろしいでしょうか。また、コスト管理表の作成に際して、指定のマネジメントソフト等があるのでしょうか。	No67を参照ください
67	コスト管理表	2-64	2	6	1	1	a			「コスト管理表」とはどういうものかご指示下さい。又、落札金額において金額が決定しているのでその金額内で民間において建設する金額であることから、細目まで含めての工事内訳書を提出する必要はないと考えてよろしいですか。	No65を参照ください。なお、内訳の作成は、公共建築工事内訳書標準書式によります。
68	要求性能確認計画書	2-64	2	6	1	1	b	b		「要求性能確認計画書」の書式は貴局が指定されるとの理解で宜しいですか。入札説明書等配布時にご提示いただくのでしょうか。	書式の指定はありません。SPCの独自書式でよろしいです。
69	申請及び手続き等	2-66	2	6	1	2	f			「工事の着工に必要な一切の申請及び手続きを行う。」とありますが、「誰が」の記述がありません。文中の「一切の」とは何を示しますか？具体的にご提示ください。それと、その手続きにかかる費用の負担はどのようになりますか？	本事業に関連する全ての法律等に係る申請及び手続きすべてをSPCが行い、これに掛かる費用負担もすべてSPCとします。
70	「国」につき	2-66	2	6	1	2	e			平成16年1月29日に開催されました説明会におきまして「国」=法務省、国土交通省と読み替える旨ご説明があったかと存じます。その協議相手方となります「国」とは中央本局との認識で宜しかったでしょうか？若しくは、道内の出先部署との認識で宜しかったでしょうか？	「国」とは中央、出先を含めた法務省、及び国土交通省北海道開発局のことをいいます。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	.	()	a	(a)			カナ
71	使用材料の詳細に係る確認	2-67	2	6	1	3	b			要求水準を満たせば材料の色、柄、表面形状等はSPCにおいて選定、決定でき、最終決定権はSPCにあると考えてよろしいでしょうか。	第2章6節1.(3) b. に示されるとおり、「国」との協議・調整を経たのち、SPCが決定します。
72	電波障害	2-67	2	6	1	3	c			一般に電波障害は調査が終了しないとその対策費用を見積ることができませんが、現況に関しての情報公開はあるのでしょうか。また、それができない場合にはどのように算定すればよろしいでしょうか。	本事業で設計・建設した建物に起因する電波障害の補償費は負担していただきますので、入札価格に含めて提案してください。
73	地中障害物	2-67	2	6	1	3	d			貴局において、事業計画地の地中障害物の調査は行っていますか。資料がございましたらご提示いただけますでしょうか。また、事業契約後予期せぬ障害物が確認された場合、その撤去、搬出及び処理に対する追加費用等の負担は国の負担(用地リスク)との理解で宜しいでしょうか。	地中障害物の調査は行っていません。予測不可能な障害物は、リスク分担表によります。
74	地中障害物の撤去搬出	2-67	2	6	1	3	d			地中障害物を事前に想定することは困難ですが、現況に関しての情報公開はあるのでしょうか。また、それができない場合にはどのように算定すればよろしいでしょうか。	No73の回答を参照ください。
75	地中障害物について	2-68	2	6	1	3	d			予測されなかった地中障害物が発見された場合のサービス購入料の変更はございますか。	No73の回答を参照ください。
76	完成図の作成	2-69	2	6	1	3	g	a		図面作成は、民間物件であることから任意の作成要領でよろしいでしょうか。	任意ではありません。6節1.(3)建設工事の g-(a):作成方法 g-(b):作成内容 g-(c):提出方法によります。
77	敷地土壌について	2-71	2	6	1	8	a			六価クロム溶出試験とありますが、敷地の土壌汚染の情報がございましたらお知らせ下さい。	現状敷地の土壌汚染を調査(試験)するのではなく、地盤改良又は改良土を使用する場合に試験を行うことを言います。 なお、現在土壌汚染の情報はございません。
78	測定対象室	2-72	2	6	2.	9	c			「次の(a)から(c)に示す室のうち」とありますが、「室」ではなく、「建築材料等」のことを示していますか。	「建築材料等」を示しているのではなく、指定された「建築材料等」を使用した「室」を示しています。
79	SPCが工事カルテを作成することについて。	2-73	2	6	1	11				工事カルテ作成をSPCが行うとする記載が御座います。これは、SPCに建設事業者の責務を代位して課することを企図されるものなのでしょうか。本来的には建設事業者が行うべきと考えます。若し、SPC=建設事業者ということでしたら、SPCは建設業の許可取得が必要とお考えでしたでしょうか。恐れ入りますが、具体的にここでの「SPC」の考え方につき御説明願います。	SPCの責任において、業務を実施させることを言います。SPCが、建設事業者の責務を自ら行うということではありません。
80	SPCが公共事業労務費調査の調査表などに必要事項を正確に記入し提出することについて。	2-73	2	6	1	10				現実的に、「SPCが公共事業労務費調査の調査表などに必要事項を正確に記入し提出する等」とありますが、本来建設事業者が対応にあたるべきではないでしょうか。少なくとも建設段階においてはSPCは発注者であり建設事業者では無い状態に有ると考えられるので対応する相手先としては不適當ではないかと考えます。ここでの「SPC」の考え方につき御説明願います。	No79の回答を参照ください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	.	()	a	(a)			カナ
81	SPCが建設業退職金共済証紙を提出すること等について。	2-73	2	6	1	15				SPC名義にて証紙を購入する必要があるのでしょうか？もしそうならば、建設業退職金共済証紙を購入できる様、SPCは同共済の契約者に加入する必要があるということでしょうか？	No79の回答を参照ください。
82	工事カルテ	2-73	2	6	2	11				「SPCは、…」の部分は「本事業の建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社は、…」と変更していただけますでしょうか。	No79の回答を参照ください。なお、表現の変更は予定しておりません。
83	工事实績情報の登録	2-73	2	6	2	11	a			ここでお示しの「工事カルテ」の仕様は一般的な定型があるのですか。もしあるのであれば事前にご提示お願いいたします。	一般的な定型があります。工事实績情報は、(財)日本建設情報総合センターが、建設企業からの登録情報受付を行っているので、こちらで確認してください。
84	建設業退職金共済制度	2-74	2	6	2	15				SPCが共済契約者になるということは、本事業の建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社はあくまでも下請会社ということになるのですか。SPCが、建設業務を一括して資格を有する建設会社と建設工事契約は出来ないのでしょうか。或いは、貴局が一括下請けを認めていただけるのでしょうか。	No79の回答を参照ください。
85	専任の監理技術者	2-76	2	6	2	17	f			SPCは有資格技術者を直接雇用しなければならないのですか。本事業の建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社に雇用されている有資格技術者を配置できれば良いとしていただけないでしょうか。	No79の回答を参照ください。
86	業務の実施	2-76	2	6	2	17	f			SPCが事業現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者とは、請負者の監理技術者と理解してよろしいでしょうか。	No79の回答を参照ください。
87	都市ガス	2-77	2	7	1.	3				「将来天然ガスへの切り替えが行われる予定」とありますが、いつ頃になりますでしょうか。事業期間内でしょうか。	要求水準書2-78に示す該当機関に確認してください。
88	ガスの切り替え予定	2-77	2	7	1	3				将来天然ガスへの切り替えが行われる予定であるとのことですが、本提案において切り替えに伴う計画、コスト等の変更は考慮しないとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
89	テレビ電波障害	2-77	2	7	1	6				テレビ電波障害調査及び対策はSPCの業務に含まれるのですか。	No.22の回答を参照して下さい。
90	テレビ電波障害	2-77	2	7	1	6				テレビ電波障害対策について詳細調査が必要とありますが、建物完成後の電波障害対策(事後の対策)が必要な場合はSPCがその費用も含め対応すると理解してよろしいでしょうか。	No.22の回答を参照して下さい。
91	地域熱供給	2-77	2	7	1	6				地域熱供給は当該事業期間中、確実に熱供給事業が継続されると理解してよろしいでしょうか。	SPCの責任において、判断してください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	()	a	(a)	カナ			
92	打ち合わせ相手機関	2-77	2	7	1	8				打ち合わせ相手機関に対し事前に応募者が協議を行うことは可能ですか。不可能な場合、提案に伴う協議事項はどのように行えばよいのがご指示ください。	打ち合わせ相手機関との事前打ち合わせは可能です。
93	業務内容	3-2	3	1	3					IT・ネットワーク関連設備メンテナンスはどの範囲まで業務に含まれるのですか、できるだけ具体的にご教示下さい。	1の回答をご参照ください。
94	維持管理の業務内容	3-2	3	1	3	1				建築物点検保守・修繕業務内容に大規模修繕の記述がないですが、15年の事業期間で大規模修繕業務が発生しないと考えて宜しいでしょうか。	事業期間中、要求水準書案に示す水準を満たすための全ての修繕を行なってください。
95	資料編の図面に関して	3-2	3	1	3.					受付業務等の運営業務は、事業者の業務としては想定されていないのでしょうか。	本事業の業務範囲外です。
96	国との協議	3-2	3	1	4					業務提供時間帯の設定にあたっては事前に「国」と協議する。とありますが、入札提案提出以前に協議が可能なのでしょうか。提案内容の変更は事業計画(入札価格)に敏感に影響を及ぼすことをご理解下さい。	事業契約締結後、「国」と協議することになります。なお、提案提出前の協議は不可です。
97	「国」との協議	3-2他	3他		4他					「国」と協議するとの記述がいくつかございますが、これは通常の協議の場合、札幌法務局・北海道開発局・SPCの各代表者の書面によるものとの解釈でよろしかったでしょうか。	No70を参照ください
98	執務時間帯以外の提供業務の立会者	3-2	3	1	4					執務時間帯以外の業務提供時間帯に立会いが必要な業務が資料3-2にありますが、特に検察庁支部における日常清掃業務の立会者は、検察庁職員と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
99	国との協議	3-3	3	1	5	1				業務実施体制について、貴局と協議のうえ確定する。とありますが、入札提案提出以前に協議が可能なのでしょうか。或いは入札公告の時点で具体的な要求水準が提示されるのでしょうか。提案内容の変更は事業計画(入札価格)に敏感に影響を及ぼすことをご理解下さい。	No96を参照ください
100	業務従事者の要件等	3-3	3	1	5.	2				「業務に必要な有資格者については、防火管理者以外はSPCが用意する。」とありますが、必ずしもSPCの職員である必要はないと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
101	業務従事者の要件等	3-3	3	1	5	2				防火管理者以外で業務に必要な有資格者は、構成員や協会社等の社員等をもって配置すれば足り、必ずしもSPCの社員である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
102	光熱水費	3-6	3	1	5.	3	e.			「特記がある場合に限りSPCの負担とする」と記載されていますが、「特記がある場合」とはどんな場合が考えられるのでしょうか。	特記については、瑕疵等に伴う修繕工事等、SPCの責任で発生した光熱水費を想定しています。
103	光熱水費	3-6	3	1	6	3	e			「法務省の負担」ということは、入札価格に含めないという理解でよろしいでしょうか。また、「特記がある場合」とは具体的にはどのような場合を指すのでしょうか。	光熱水費は入札価格に含めません。なお、No102を参照ください。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	()	a	(a)	カナ		
104	特記の内容	3-6	3	6	6	3	f		光熱水費は特記のある場合SPCの負担とありますが、特記の内容につき説明願います。	No102を参照ください。
105	『電話回線』について	3-6	3	1	6	3	f		電話回線とは、屋内配線部分 - 差込部分 - 電話機の間のことでしょうか？	お考えのとおりです。
106	危険物・火気の取扱い	3-7	3	1	6	3	j		『SPCは、業務実施等に際し、原則として火気等は使用しない。』とありますが、業務関係者の休息・待機場所である維持管理用室に、給湯等を目的とした湯沸し設備を設けることは可能でしょうか。	給湯設備・給排水設備等は、設置不可とします。
107	鍵の取扱い	3-7	3	1	6	3	m		「預託された施設の鍵」とは施設の全ての鍵でしょうか、それともSPCが維持管理業務を行う上で必要な鍵のみでしょうか。全ての鍵とすれば、施設の施錠管理はPFI対象業務としてSPCが責任をもって行うのでしょうか。	SPCが維持管理業務を行う上で必要な鍵のみです。施錠管理は、原則として施設使用者(現地法務省職員)となります。
108	点検及び確認周期	3-12	3	2	3	1			点検及び確認の頻度が建築保全業務共通仕様書の周期より少ない場合には、それだけで「要求水準未達」となる、ということでしょうか。	要求水準未達とはなりません。保全業務共通仕様書は参照基準であり、事業者の提案によります。
109	管球の処理	3-14	3	3	3	3			『法務省と協議のうえ、管球を交換する』と有りますが、この交換とは定期的な全面交換を示すものでしょうか？又は消耗管球の随時交換を協議の上で行うことを指すのでしょうか？又、この際の協議とは具体的にどの様に行うものなのか、御教示願います。	消耗管球の随時の交換を言います。なお、交換の指示は、現地法務省職員が行ない、使用する管球等の消耗品は、原則として法務省が支給します。
110	定期清掃	3-16	3	4	2				汚れ等が目立ってきた場合も、外壁面の定期清掃は必要ないのですか。	日常あるいは定期の清掃項目とはしていませんが、要求水準として2節2.(1)の表3-2-1の外壁の項目を維持してください。
111	警備業務	3-19	3	6	2	1			専用部の監視カメラは各入居官署による別途設置とのことですが、SPCに委託される警備業務とは分離するのですか。そうであれば、日常の警備運用とのリンクについてのお考えをお聞かせ下さい。	入居官署が設置する監視カメラによる警備と、SPCによる日常警備とは全く別ものとなります。
112	警備業務	3-19	3	6	2	1			警備業務の実施にあたっては、完全機械警備とする等、必ずしも警備員が施設に常駐していなくても宜しいでしょうか。また、常駐不要であれば、表3-6-1中の「警備員は直ちに現場へ急行」とあるのは、具体的には何分以内と認識すれば宜しいでしょうか。	要求水準を満たすことが出来れば、常駐する必要はありません。現場への到着時間は、通常警備業務での初期措置・応急措置を行うことのできる時間帯を想定しており、事業者の提案によります。
113	完成図について	4-2							「完成図」に施工図及び施工計画書に「カーテンウォール」とありますがカーテンウォールの採用は必須でしょうか。	カーテンウォールは、必須ではありませんが、事業者が採用した場合に適用となります。
114	採用部材・工法について	4-39							断熱サッシ、外断熱工法を採用する場合の断熱材として繊維系断熱材、Hf蛍光灯の採用は必須でしょうか。	事業者の創意工夫となります。

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 要求水準書(案)に対する質問への回答

番号	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	章	節	.	()	a	(a)			カナ
115	資料2 - 12 敷地測量図	4-79								用地求積表の地番5 - 1 (地積面積 214.067㎡)は、地目が学校敷地となっていますが本計画敷地に含まれていると理解してよろしいでしょうか。 また、地目変更は学校敷地から宅地にいつの時点で変更になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、地目等の変更は、事業契約前を予定しています。
116	参考資料-1	4-89	2.	1	4他	7				「両側に乗降用スペースを設け」とありますが、両側に(5)のように140cm程度の乗降用スペースを設けるという意味でしょうか。	お考えのとおりです。なお、参考資料 - 1は、高度なバリアフリー化庁舎の具体的な考え方を参考として示すものであり、バリアフリーに関する事項は、事業者の提案によります。
117	参考資料-1	4-91	2.	3	3	4				「高度なバリアフリー化庁舎内の官舎の主要な出入口は、内法が180cm以上の自動ドア」とありますが、この出入口は内部のものを意味しますか。	No116を参照ください。
118	PFI対象業務と対象外業務の区分け	全般								什器備品・家具・書架・情報機器(登記情報システムなど)・車両などの設置業務及び事業期間中の更新業務については、PFI事業の対象外(入札価格に含めない)という理解で宜しいでしょうか。 また、上記を含めPFI事業の対象業務と対象外業務の明確な区分けをご提示いただければと思います。	No41を参照ください。
119	その他(備品)									備品(自動車等)は事業者が全て用意するのでしょうか。	No41を参照ください。